

南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業委託
公募型プロポーザル実施要綱

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方への魅力が見直される中、人口減少の抑制に少しでも結びつける施策の一つとして、本町の魅力を生かした快適で仕事のしやすい空間を有したサテライトオフィスを整備するにあたり、都市部の仕事を地方でも行う地方創生テレワークの円滑な実施を可能とするため、プロモーション活動の展開や地方への新しい人の流れの創出に資するビジネスマッチング、視察ツアーなどのプロジェクト推進事業を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業

(2) 業務内容

別紙「南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）までとする。

(4) 委託見積限度額

本業務の委託見積限度額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※この金額には、提案に基づく委託業務の全てが含まれる。

3 参加資格要件

本提案に参加できる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 参加申込書の提出日現在において、南種子町に令和2・3年度南種子町一般競争（指名競争）参加資格者名簿に登録があること。ただし参加資格者名簿に登載されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記の①から③の書類一式を参加申込書と同時に提出することで参加資格があるものとみなす。参加資格確認後、契約締結までの期間に参加資格を欠くような事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

- ① 商業・法人登記簿謄本の写し
- ② 印鑑登録証明書の写し
- ③ 直近年度の納税証明書の写し

- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結までの間に、南種子町から入札参加資格者資格指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと者であること。
- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当する者
 - ② 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者。
 - ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始申立又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立をしている者。
 - ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者。

4 実施スケジュール

項 目	期 間 等
参加者募集開始	令和 3 年 8 月 10 日(火)
参加表明書の提出期限	令和 3 年 8 月 23 日(月)、午後 5 時まで
質問書の受付期間	令和 3 年 8 月 27 日(金)から 令和 3 年 9 月 2 日(木)、午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 3 年 9 月 9 日(木)
提案書等の提出期限	令和 3 年 9 月 24 日(金)、午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 3 年 10 月 8 日(金)【予定】
選定結果通知	令和 3 年 10 月 12 日(火)【予定】

5 参加申し込み

- (1) 資料の配布
参加表明書及び企画提案書、実施要綱等、公募に関する資料・様式類は、南種子町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 参加
本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書を提出すること。
- (3) 提出期限 令和 3 年 8 月 23 日（月）、午後 5 時必着
- (4) 提出方法 南種子町企画課まで郵送（書留）又は持参すること。
- (5) 参加資格の決定 参加表明書等、提出された書類を確認し、参加資格の有無の結果を文書及び電子メールにより令和 3 年 8 月 26 日（木）に通知する。

6 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和 3 年 8 月 27 日（金）～9 月 2 日（木）、午後 5 時迄

(2) 提出方法 質問は、件名に「南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業に係る質問(事業者名)」を明記のうえ、質問書を添付し、開封確認を付した電子メールにより行うこととする。開封通知の応答が無い場合は、受付期間内に電話等により確認すること。

(3) 提出先 seisaku1@town.minamitane.lg.jp

① 回答方法 南種子町ホームページにて回答する。

② 回答日 令和3年9月9日(木)

7 提案書類の提出

(1) 提出期限 令和3年9月24日(金)、午後5時必着

(2) 提出方法 郵送(書留)又は持参

(3) 提出先 南種子町企画課まで提出すること。

(4) 提出物

「南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業委託仕様書」により作成すること。

① 企画提案書

② 南種子町サテライトオフィスプロジェクト推進事業経費見積書

(5) 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

8 審査・選考方法

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選考審査委員会が選考方法に基づき審査・採点し、最高点を得た者を委託業者として決定するものとする。

① 日時 令和3年10月8日(金)

② 場所 南種子町研修センター会議室

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインで実施する場合があります。

③ 内容 (1参加者につき)

提案説明及びプレゼンテーション(20分)

質疑応答(10分)

④ 実施順 提案書を受け付けた順で実施

⑤ 選定基準 「審査基準」による。

※審査基準については、後日、南種子町ホームページにて公表する。

⑥ 出席者は、1参加者2名までとする。

⑦ 選定結果

選定結果は全ての者に文書及び電子メールにより令和3年10月12日(火)に通知する。

(2) 失格

本企画提案の参加者が次の各号のいずれかに該当したときは、選考委員会において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- ① 提出期限を守らなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 見積金額が本業務の委託見積限度額を超えた場合
- ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- ⑤ その他、選考委員会が不適格と判断した場合

9 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者（受注候補者）と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉不調のときは、8 の(1)の評価順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 受注候補者は、提案書に基づき、町と本業務の仕様について協議を行う。ただし、受注候補者との協議が整わなかった場合は、次点候補者と協議を行う。
- (3) 町及び受注候補者は、協議した本業務の仕様に基づき予定価格を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

10 その他

- (1) 提案書の作成・提出、参加等にかかる一切の経費は提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、町が認めた場合はこの限りではない。

11 提出先

〒891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2793 番地 1

南種子町企画課政策推進係 担当：石堂・日高

電話：0997-26-1111

E-mail：seisaku1@town.minamitane.lg.jp